

は五年待つ必要はないと思います。ですので、で
きるだけ早く、大臣のタイミングでやっていただき
たいと思いますし、あと、三沢で、通称もい
かどうか、同姓がいいのか、別姓を選択的に認め
るのかだけで私はいいのかなと思います。そ
ういうような形でいろいろ議論を進めさせていただけ
ればと思います。

きょうはありがとうございました。

○義家委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党的藤野保史です。
大臣は所信で、法の支配という言葉、五回使わ
れております。

先ほど階委員との質疑で大変大事な答弁があつ
たと思うので、確認させていただきたいんですけ
れども、法の支配の内容について大臣はどうの
にお考えなのか、ちょっと確認させてください。

○上川国務大臣 法の支配とは、もともと、専断
的な国家権力の支配、これは人の支配ということ
であります。これが排斥し、権力を法で拘束す
ることによって国民の権利、自由を擁護すること
を目的とする原理であるというふうに認識をして
おります。

現在、この法の支配の内容として重要なものと
して、先ほど来四点挙げさせていただきました、
憲法の最高法規性の観念、権力によつて侵されな
い個人の人権、法の内容、手続の公正を要求する
適正手続、そして権力の恣意的行使をコントロー
ルする裁判所の役割に対する尊重などが考えられ
ているところでございます。

先ほどの御質問は、法の支配が貫徹された社会
ということで・・(藤野委員)結構です」と呼ぶ)結
構ですか、はい。

○藤野委員 きょうは、私、日本学術會議の問題
ではないし、学術會議だけの問題でもない、まさ
に国民全体の権利、自由、これに深くかかわる問
題だと。今大臣がおつしやったように、法の支配
といふものが、まさに国民の権利や自由、これを

擁護していく、それを目的とする原理だということ
とありますから、その所信とも深くかかわると
思います。ですから、ぜひ大臣と、国民の権利を
守るという点にかかわって議論させていただきた
いと思つております。

安全保障関連法に反対する学者の会によります
と、きょうまでに、大学人だけでなく、映画、演
劇人、作家、ジャーナリスト、宗教団体、環境保
護団体など、千を超える団体が抗議の声を上げて
おります。これはやはり、学問の自由だけでなく、
表現の自由とか信教の自由とか、まさに広範
な人権にかかわる重大な問題であるということの
反映だと思います。

抗議の声明も多数出されておりまして、私も多
く読ませていただいておるんですけど、その声明の
中に何度も出てくるのが、戦前の京大で起きた滝
川事件であります。

文科省にお聞きしますが、滝川事件というのは
どういう事件だったんだしようか。

○森政府参考人 いわゆる滝川事件につきまして
は、文部科学省内に当時の記録が残っているわけ
ではございませんけれども、昭和八年に、京都帝
国大学法學部に所属する滝川幸辰教授につきまし
て、その学説を理由に同教授の著書の発禁処分や
休職処分などがなされたものと承知しております。

○藤野委員 そうなんですね。それに対して、同
じ学部の、法学部の二十名を超える教授が抗議の
ために辞職する事態になりまして、まさに学問の
自由、大学の自治がじゅうりんされた事件であり
ます。

実は、今回の学術會議問題とこの滝川事件とい
うのは、大変よく似ているんですね。まるで、な
ぞつているかのようであります。

第一に、滝川教授は、當時、政府の政策、例え
ば治安維持法とかに反対していたこと。第二に、當
時の政府が戦争に突き進んでいる上で、その
戦争に対しても協力的だったこと。第三に、當時
の法制局によって、當時の政府の行為が正当化さ
れたこと等であります。

まず、第一の点ですけれども、配付資料の一

とありますから、その所信とも深くかかわると
思います。ですから、ぜひ大臣と、国民の権利を
守るという点にかかわって議論させていただきた
いと思つております。

治安維持法に対する考え方について、新聞での、読
み上げていただいたたたたたたたたたたたたたたたたたた
とにについてどう思うかということであります。
ごらんいただければと思うんですが、京都帝国大
学新聞、一九二八年五月二十一日付で、「治安維
持法を緊急勅令によつて改正する必要?」といふ
いと思つております。

治安保障関連法に反対する学者の会によります
と、きょうまでに、大学人だけでなく、映画、演
劇人、作家、ジャーナリスト、宗教団体、環境保
護団体など、千を超える団体が抗議の声を上げて
おります。これはやはり、学問の自由だけでなく、
表現の自由とか信教の自由とか、まさに広範
な人権にかかわる重大な問題であるということの
反映だと思います。

抗議の声明も多数出されておりまして、私も多
く読ませていただいておるんですけど、その声明の
中に何度も出てくるのが、戦前の京大で起きた滝
川事件であります。

文科省にお聞きしますが、滝川事件というのは
どういう事件だったんだしようか。

○森政府参考人 いわゆる滝川事件につきまして
は、文部科学省内に当時の記録が残っているわけ
ではございませんけれども、昭和八年に、京都帝
国大学法學部に所属する滝川幸辰教授につきまし
て、その学説を理由に同教授の著書の発禁処分や
休職処分などがなされたものと承知しております。

○藤野委員 罪刑法定主義から見て定義が曖昧だ
とされています。法律の専門家にとつてもどういう行為
をすれば治安維持法で罰せられるかということが
はつきりわからない、規定の言葉そのものが極めて
取りとめがないからである。今の刑法では罪刑
法定主義といふことが基本観念の一つになつてい
るが、これは何が犯罪であるか、その犯罪に対し
てどんな刑罰が加えられるかということを、法律
の規定で明らかにして、社会人の権利ないし自由
を保護するためである。「処が治安維持法はこの
点からみて極めて不都合な法律のやうに思はれ
る、「國体ヲ變革シ」とか「言葉 자체が極めて抽象
的で、どの程度の行為がそれに当るか之は専門
家の間でも必ず異論があること、思ふ。」

ここからが大事だと思うんですけれども、この
規定を解釈し適用する裁判官が、甲であるか、乙
であるかにより、恐らくはかなり隔たりがある結
果になると思われる。そういう規定は法律殊に刑
法としては絶対に避けなければならない、といふ
のはともすれば一般人に何だか裁判が、当局者の
政治的方針によつて動くような誤解を抱かしめる
危険があるからである。こういう指摘なんですね。

大臣にお聞きしたいんですが、この滝川教授と
いうのは刑法学者なんですね。刑法の觀点からこ
うおつしやつしているんですね。けれども、刑法の大原
則、基本觀念の一つである罪刑法定主義の觀点から
うおつしやつしているんですね。けれども、刑法の原
則、治安維持法についてですけれども、言葉 자체
が極めて抽象的、不都合だと言つているんですね
が、この指摘は、私、当然だと思うんですけれど
も、大臣、どのようにお考えになりますか。

ね。

同じ資料で、滝川教授は、こうも指摘している
んですね。

下の方ですけれども、幸か不幸か臨時議会は政
府と在野党の解散恐怖、解散ですね、解散恐怖
のために、停会又は停会ではなくど何の仕事もしな
いで会期を終わつたため、そこに黄色い線が、二
段目の中ほどといふところに引いてあります
が終つて数日たつかた、ぬ間に政府は治安維持法
改正を緊急勅令として実現しやうといふのであ
りますが、治安維持法の改正も審議未了とい
うことで一応けりがついたと。

ちょっとと飛んでいただきますと、「然るに議会
が終つて数日たつかた、ぬ間に政府は治安維持法
改正を緊急勅令として実現しやうといふのであ
ります。」

ちょうどと飛んでいただきますと、「然るに議会
が終つて数日たつかた、ぬ間に政府は治安維持法
改正を緊急勅令として実現しやうといふのであ
ります。」

もうちょっとと行つていただきて、議会に提出せ
られて審議未了となつた法律案を議会閉会後直ち
に、会期の延長をなし得たにもかかわらず、緊急
勅令として出そうという企ては実質的に憲法違反
である。またこの態度が議会否認であると言われ
ても恐らくは弁解の余地はなかろう。

一番最後のこところですけれども、四段目のとこ
ろ、いずれの点から考へても治安維持法を緊急勅
令とすることは不純な動機が含まれておるよう
に思われる、不純でないならば不純でないといふ理
由を公表するがよい、それを公表せぬ限り不純な
ものを不純であると考えるが普通人の頭であつ
て、それを無理に正常であると考へよといふ方が

そして、私がなるほどと思ったのがこの一番下の段であります。「斯ウ云フ風ナ意見ヲ持ツタ者ガ矢張國家ノ禄ヲ食ンデ、教職ニ就イテ天下ノ青年ヲ指導シテ居ル」と。國家の禄をはんんでいるから政府に盾突くのはけしからぬと。これもまさに、今學術會議をめぐって目の前で展開している論理なんですね。

大臣、こうした言論への攻撃というのは、皮肉なことについているが、当然にとううんです。ある国会にも影響を与えました。

配付資料の七を見ていただきたいと思うんですけれども、これは前田利定という元通信大臣、農商務大臣もされた方で、この方が六十五回の貴族院本議会、これは一九三四年ですけれども、二月九日、本会議での答弁であります。先ほどの資料六の宮沢議員の質問は一九三三年で、この前田議員の議事録は、それから一年たつた一九三四年に、一年前の国会の様子を当事者が振り返った貴重な証言なんです。こうおっしゃっているんですね。

回顧いたしますれば、昨年、第六十四回国議会の当時にありますては、陰雲低迷いたしまして、白日なお暗きの思いがありました。言論は重苦しいところの空氣に封せられまして、陰惨なる光景を呈しております。貴族院と言わば、衆議院と言わば、議員は自由にその言論を吐露することができませんが、金森徳次郎氏が答弁されるとさえも控え目がちに、目に見えませぬけれども、何だか絶大の重圧の力で、どこかからか制服、抑制せられるような思いがいたされたのであります。昔のよく物の本などには、物のけの出るうし三つ時には屋根の棟が三寸下がるといふやうなことをもつて深夜の光景をば説いておりますが、私どもは昨年の議会当時におきましては、あたかもこの議会の天井が三寸と言わばメートルか低くなつたような気分で ottt のであります、こういう証言であります。

言論の府であるはずの国会が、白日なお暗きと、重苦しい空氣、絶大の重圧の圧力で異様な雰囲気だつたことをリアルに伝えております。

そして、これで終わらないんですね。

翌年の一九三五年二月の帝国議会貴族院本議会では、天皇機関説を唱えていた美濃部達吉、当時は貴族院の勅選議員であります。この美濃部達吉が激しく攻撃をされ、九月にはもう辞任に追い込まれます。翌年、一九三六年二月二十一日には、その美濃部さんが右翼に襲撃、銃撃をされて重傷を負います。その数日後にあの二・二六事件が起きるわけですね。

一九三八年には国家総動員法が成立し、一九四〇年には大政翼賛会が設立されます。日本共産党を除く全ての政党が解散して、大政翼賛会に合流する。一九三三年の滝川事件から、わずか七年です。わずか七年で、日本共産党以外の政党がなくなります。議会を議会たらしめる存在であるはずの政黨がみずから解体してしまつたんですね。これはこの日本で実際に起きたことなんですね。

大臣、お聞きしたいんですが、私、この当時の動きを象徴する方の一人が金森徳次郎という方だと思います。大臣、この方、御存じでしよう

か。

○上川國務大臣 御質問の金森徳次郎氏でござりますが、生前に法制局の長官をされた方であると思つております。さらに、戦後、第一次吉田内閣の憲法制定当時の担当の国務大臣を務められた方と申します。貴族院と言わば、衆議院と言わば、議員は自由にその言論を吐露することができるわけですね。この議事録を読みますと、けしからぬと人の見解だからと答弁されました。よくあるんで

ところが、この答弁、要するに、詰められるわけです。この議事録を読みますと、けしからぬと言え、けしからぬと言え、天皇機関説はダメだと言えと。こういう攻撃といいますか、質疑の中でも、このラインを、この答弁ラインですね、いふうに承知しております。

○藤野委員 そのとおりであります。大蔵省や大學教授を経て、一九三四年に法制局長官に就任されます。大學教授時代は憲法を教えていらっしゃつて、天皇機関説も唱えていたと言われております。そして、この天皇機関説をめぐる審議でも法制局長官として答弁に立たれていました。

配付資料の八がそのときの答弁であります。これを読みますと、まず、美濃部博士のとつておられます各種の憲法上の論点につきましては、政府が今までとつております。違うんだといふことが幾つもあるわけでありますと、違うんだといふことをはつきり答弁されているんですね。その上

で、しかし、それは学問上の見解として、独立の見解として述べておられますので、政府として、その見解それ自身の当否を直接に争う必要もないと考えられます。でありますから、一口に申しますれば、学問固有の範囲において、政府が直ちに所見を披露することは適当ではないよう思つて差し控えた方がよろしかろうと考えておる次第であります。こういう答弁なんですね。

これはよくある答弁だと思います。上川大臣も、きょう、私の質問に対し、繰り返し、個人の見解だからと答弁されました。よくあるんで

すよ。

○上川國務大臣 この一つになつて、法制局長官を事実上罷免されるわけですね。

大臣、お聞きしますけれども、こんな答弁で罷免されるとすれば、同じく国会で答弁に立つ身として、危険だと思われませんか。

○上川國務大臣 国会においての発言ということについては、それぞれの発言者が責任を持つて發言することであるといふうに思つております。

私も国会の、委員長を始めとして先生方の御質問に対しては、真摯にお答えしてまいりたいと

思つているところでございます。

○藤野委員 大臣がそういう御答弁をされて、それがいかに、仮に適當だったとしても、それが戦前はそうではなかつた、そういう事実があるといふことなんですね。

先ほどおっしゃつたような、その金森氏が戦後、憲法改正担当大臣になるわけです。

配付資料の九をごらんいただきたいと思うんですけど、戦後、日本國憲法を國民に普及するため

に、政府主導で三つの解説書がつくられます。有名なあの「あたらしい憲法のはなし」、兵器が袋に入つて、電車とかがわあつと出てくるという、あれが「あたらしい憲法のはなし」でありますけれども、それ以外に二つ、「新しい憲法 明るい生活」というものと、新憲法の解説という三つの本が國民向けに発行されました。

資料の九は新憲法の解説というものに……(発言する者あり)済みません。解説ですね。これに吉田茂首相と並んで金森徳次郎氏が憲法改正担当大臣頭に「私は世にも珍らしい幸運者であります。今回の改正憲法の議会審議に當り、百余日に亘つて、両院の有力なる議員諸君と共に、論議を交換し、或る時は氷よりも冷かなる態度を以て法理の徹底を計り、或る時は熔鉄よりも熱き心意気に乗つて運営の将来を痛論した。」

この世にも珍しい幸運者というのは、単に何か百余日議論できたということじゃないと思いますね。戦前のそうした経験を経て、自分が憲法の改正担当大臣としてそういう立場に立つた、世にも珍しい、そういうことだと思います。

その思いというのは、実は当時の議事録からもひしひしと伝わつてしまつります。配付資料の十をごらんいただきたいんですけども、これは、金森氏は、それこそ百余日にわたつて、いろいろな条文について逐條的に答弁に立たれるわけです。

私、読みましたけれども、中でも、学問の自由についての答弁は一味違つ。これは、一九四六年七月十六日の帝国憲法改正委員会の議事録ですが、学問の自由を保障する目的とは何かと聞かれて、こういうふうに答弁しております。

「目的ト致シマシテハ、斯様ニ致シマセヌケレバ人類全体ノ行クベキ本来ノ道ヲ誤ルニ至ルト云フコトヲ避ケント欲スル趣旨ヲ眼目トシテ居リマス。」

人類全体の行くべき本来の道。私、ちょっとこ

される、事実が否定される、反知性がはびこつていく。その中で、戦争がとめられなかつた、戦争に突き進んでいった、人類全体の行くべき道を誤つてしまつた、それを二度と繰り返さないために学問の自由を保障する、そういう趣旨だという答弁なんですね。

そして、その後、ちょっとページが変わりますけれども、ここもやはり実情を感じるんです。「従来ノ日本ノ実情ヲ御覧ニナレバ分リマスルヤウニ、又過去ニアリマシタ所ノ多クノ場合ヲ御覧ニナレバ分リマスルヤウニ一ツノ政治的ナル権力ガ、自分達ノ行動ヲ思フヤウニ发展セシメヨウト致シマスルト、各人ガ其ノ心ノ自然ノ伸ビ方トシテ学問ヲ研究致シマスル所ニ、大イナル妨ゲヲ生ズル訳ニアリマス」、こういう答弁です。

そして、大臣にお聞きしたいんですけども、私が感銘を受けたのはこの次のところなんです。近くは我々が多く身近に経験したところであります、したがつてこれは憲法に掲げて大いに保障することにはひとり当然であるばかりでなく実際的の必要性が多いわけでありますと、ここまで言つてゐるんです。

要するに、憲法の条文として保障するのは当然だ、それだけではなく、実際的の必要が多いわけでありますと。これはやはり自分の経験に基づいてそこまで言つたというふうに私は思うんですね。これは今の学術会議のある意味ほうふつとさせるような、実際の必要であります。

大臣、お聞きしたいんですけども、戦前、法の番人の一人として法制局長官を務められた方が、まさに天皇機関説をめぐつて辞任に追い込まれた。その方が戦後、憲法改正担当大臣になって、学問の自由についてもこれほど熱い答弁をしている。こうした戦前戦後の動きについて、率直にどうお感じになりますか。

○上川国務大臣 率直に、今この議事録を拝見させていただきまして、議事録の重要性も改めて認識したところでございますけれども、この金森大臣の立場の中で、こうして憲法そのもの、つまり

法の支配の一一番真ん中にある憲法、及びそれに関係する基本法、さらには法律を守つていくといつては、法の支配の一丁目一番地の御議論ということについては、深く今読ませていただいたところでございます。

そもそも、学問の自由に関する規定とか、制定過程につきましては、これは当時の政府の考え方でありますけれども、ここもやはり実情を感じるんです。「従来ノ日本ノ実情ヲ御覧ニナレバ分リマスルヤウニ、又過去ニアリマシタ所ノ多クノ場合ヲ御覧ニナレバ分リマスルヤウニ一ツノ政治的ナル権力ガ、自分達ノ行動ヲ思フヤウニ发展セシメヨウト致シマスルト、各人ガ其ノ心ノ自然ノ伸ビ方トシテ学問ヲ研究致シマスル所ニ、大イナル妨ゲヲ生ズル訳ニアリマス」、こういう答弁です。

そして、大臣にお聞きしたいんですけども、私が感銘を受けたのはこの次のところなんです。近くは我々が多く身近に経験したところであります、したがつてこれは憲法に掲げて大いに保障することにはひとり当然であるばかりでなく実際的の必要性が多いわけでありますと、ここまで言つてゐるんです。

要するに、憲法の条文として保障するのは当然だ、それだけではなく、実際的の必要が多いわけでありますと。これはやはり自分の経験に基づいてそこまで言つたというふうに私は思うんですね。これは今の学術会議のある意味ほうふつとさせるような、実際の必要であります。

大臣、お聞きしたいんですけども、戦前、法の番人の一人として法制局長官を務められた方が、まさに天皇機関説をめぐつて辞任に追い込まれた。その方が戦後、憲法改正担当大臣になつて、学問の自由についてもこれほど熱い答弁をしている。こうした戦前戦後の動きについて、率直にどうお感じになりますか。

○上川国務大臣 率直に、今この議事録を拝見させていただきまして、議事録の重要性も改めて認識したところでございますけれども、この金森大臣の立場の中で、こうして憲法そのもの、つまり

○藤野委員 法の支配の一丁目一番地という御答弁がありました。本当にそうだと思いますね。

まさに、戦後の政治の出発点、憲法の土台中の土台に、それを答弁した人が、学問の自由をめぐつてこうした経緯をたどつていたということの関係で、学問の自由がいかに大事な位置にあるかと云ふことを示しているというふうに思います。

最後になりますけれども、抗議声明の中でもう一つ、多く引用されているのが、ナチス・ドイツ時代でルター派の牧師だったマルテン・ニーメラーの詩なんですね。こうおつしやつてあるんです。

ナチスが共産主義者を攻撃したとき、私は声を上げなかつた。なぜなら私は共産主義者ではなかつたから。社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声を上げなかつた。なぜなら私は社会民主主義者ではなかつたから。ナチスが労働組合員を攻撃したとき、私は声を上げなかつた。なぜなら私は労働組合員ではなかつたから。ナチスがユダヤ人たちを連れ去つたとき、私は声を上げなかつた。なぜなら私はユダヤ人ではなかつたから。そして、ナチスが教会を攻撃したとき、私のために声を上げてくれる人は誰一人残つていなかつた。

有名な詩ですけれども。

実は、滝川事件に対して、当時のマスコミとかあるいは学界の反応というのは鈍かつたんです。

○藤野委員 もう終わりますけれども、やはりこれは本当に国民全体の問題だと思います。

紹介したいのは、女性労働問題研究会というところが十月六日に声明を出しておりますが、「現

東大を始めほかの大学は沈黙を保つて、京大は孤立しました。ところが、弾圧は京大にとどまらず、先ほどの配付資料二にありますけれども、二年後の一九三五年には、東大で天皇機関説事件が起きます。そして、その三年後の一九三八年には、六帝大全部に荒木文部大臣が人事介入を行つて、そして、大学にとどまらず、先ほど言つたように、国会全体が萎縮していく。そして、滝川事件からわずか七年で、我が党を除く全ての政党が解党して、いわゆる政党政治、ひいては議会政治がやはり崩壊していくわけです。ニーメラーの詩というのとは、言葉というのは、日本でもまさに同じ時期に進行していたということでありました。

これまで終わりますけれども、まさに今回の任命拒否問題、国民全体の問題であつて、これを強権で押し通すような政治に未来はありません。ここでとめなければならない。任命拒否の撤回、この一点を強く求め、質問を終わります。

○串田委員長 次に、串田誠一君。

「たかが六人が任命されなかつただけで、ガリレオを持ち出すのは大きさであり、学者はそうした政治的な喧嘩から離れて研究をしていれば、好いではないかと思う人がいるかもしれない。ましてや一部の学者の話であり、自分たちには何の関係もないと思っているかも知れない。しかし、問題の本質は、時の権力が「何が正しく、何が間違つていいのかを決めている」点において、ガリレオ裁判と変わりない。」こういう指摘なんですね。

大臣、この指摘、どう思われますか。

○上川国務大臣 当時の状況についても踏まえながら、委員から御指摘をいただきました。

こうした過去のさまざま事象についてしつかりと学んでいく、過去に学ぶという、教訓を学ぶということについては、未来を考える上で極めて大事なことであるということを改めて認識したところでございます。

○藤野委員 もう終わりますけれども、やはりこの中で、名古屋高裁は、父親が実の子に対し継続的に行つた性的虐待の一環だという実態を十分に評価していないということで、審判決を覆しました。実の父親が娘に対してということに対し、今日の六日、最高裁が名古屋高裁に対する判断の上告を棄却したということで、事件が確定したわけでございます。

その中で、名古屋高裁は、父親が実の子に対し継続的に行つた性的虐待の一環だという実態を十分に評価していないということで、審判決を覆しました。わけでございますが、これまで、昭和二十四年五月十日の最高裁の判例ですと、百七十七条の暴行、脅迫は被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであるということと、犯行当時の暴行、脅迫を基準にしていたのだろうかなというふうに思つんですが、今回の名古屋高裁は、犯行当だけではなくて、それまでの継続的な虐待といふものの一環というものも評価しているという点